

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十二号

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県手数料条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「介護予防訪問介護又は夜間対応型訪問介護」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護」に改め、同項第三号中「介護予防訪問看護又は療養通所介護」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問看護」に改め、同項中第十六号を第十七号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「小規模多機能型居宅介護」の下に「複合型サービス」を加え、同号を同項第十二号とし、同項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問看護及び療養通所介護に係る調査 二万五千円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。